

令和4年度

会津若松市 一般会計 歳入歳出決算審査意見書  
特別会計

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員



# 会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

## 目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の着眼点	1
第4 審査の主な実施内容	1
第5 審査の実施場所及び日程	1
第6 審査の結果	1
第7 審査の意見	
(1)一般会計意見	
①収支状況	2
②歳入状況	
1)財源種別からみた歳入の状況	3
2)自主財源・依存財源の状況	4
3)一般財源・特定財源の状況	6
③歳出状況	
1)目的別経費の状況	7
2)性質別経費の状況	9
④財政状況	
1)財政指標の状況	10
2)市債管理の状況	11
3)基金の状況	12
⑤まとめ	13
⑥用語説明	16
(2)特別会計意見	
①収支状況	18
②一般会計からの繰入金	18
③特別会計の市債残高	19
④各特別会計の収支状況	
1)国民健康保険特別会計	20
2)介護保険特別会計	23
3)観光施設事業特別会計	25
(3)財産に関する調書意見	
①一般会計	27
②特別会計	28

## 凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」……該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
  - 「0.0」……数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
  - 「△(数値)」……負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

# 決算審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

## 第2 審査の対象

令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算  
令和4年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第8節 決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室  
審査実施日程 令和5年6月20日から同年8月10日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

## 第7 審査の意見

### (1)一般会計意見

#### ①収支状況(表1 一般会計 決算収支の状況、表2 実質収支比率の推移)

収支状況は次のとおりである。

表1 一般会計 決算収支の状況

(単位:円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
			増減額	増減率(%)
歳入決算額 (A)	60,300,005,107	56,989,761,648	3,310,243,459	5.8
歳出決算額 (B)	56,788,477,287	52,649,775,658	4,138,701,629	7.9
形式収支 (C) = (A) - (B)	3,511,527,820	4,339,985,990	△828,458,170	△19.1
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	188,692,850	114,111,600	74,581,250	65.4
実質収支 (E) = (C) - (D)	3,322,834,970	4,225,874,390	△903,039,420	△21.4
実質収支比率	11.5%	14.3%	—	—
単年度収支 (F) = 本年度(E) - 前年度(E)	△903,039,420	2,038,169,054	△2,941,208,474	—
財政調整基金積立金 (G)	1,148,115,326	37,153	1,148,078,173	著増
地方債繰上償還金 (H)	0	0	0	—
財政調整基金取崩額 (I)	0	153,895,000	△153,895,000	皆減
実質単年度収支 (J) = (F) + (G) + (H) - (I)	245,075,906	1,884,311,207	△1,639,235,301	△87.0

※歳入決算額(60,300,005,107円)には、未還付額1,815,400円が含まれている。

表2 実質収支比率の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	類似団体平均 (令和3年度)	県内各市平均 (令和3年度)
実質収支比率	7.7	14.3	11.5	8.1	10.3

一般会計の収支については、歳入総額 60,300,005,107 円(前年度比 5.8%増)、歳出総額 56,788,477,287 円(前年度比 7.9%増)となり、歳入歳出差引残額(形式収支)は 3,511,527,820 円(前年度比 19.1%減)となった。

実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 188,692,850 円を差し引くと 3,322,834,970 円(前年度比 21.4%減)となり、前年度と比較し 903,039,420 円の減となった。収支の黒字幅の指標として用いられる実質収支比率(実質収支額 3,322,834 千円 ÷ 標準財政規模 28,969,007 千円 × 100)では、本市は 11.5%(前年度比 2.8 ポイント減)で、一般的に望ましいとされている 3~5%を大幅に上回っている。

これを他市の令和3年度決算の数値と比較しても、全国の類似団体平均の 8.1%、県内各市平均の 10.3%を上回っている状況にある。

令和4年度の単年度収支は、過去最高だった令和3年度の実質収支と比較すると、903,039,420 円の

マイナスとなったものの、実質単年度収支については、令和3年度の単年度収支を元に財政調整基金に大幅な積増しを実施したため、単年度収支より1,148,115,326円多い245,075,906円の黒字となった。

以上のとおり、単年度収支はマイナスに転じたものの、実質単年度収支は引き続き黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった状況にはない。

## ②歳入状況

歳入については、令和3年度の56,989,761千円と比較すると3,310,244千円増の60,300,005千円となった。これは、前年度からの「繰越金」1,779,145千円の増、庁舎整備事業費債等の「市債」1,717,600千円の増が主な要因である。

その他にも、「市税」749,513千円の増等があり、「国庫支出金」1,186,734千円の減、「地方特例交付金」305,574千円の減等があったものの、歳入全体としては増要因の額が減要因の額を上回ったことによるものである。

### 1)財源種別からみた歳入の状況(表3 一般会計 財源種別 前年度比較)

財源種別からみた歳入の状況は次のとおりである。

表3 一般会計 財源種別 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
自主財源	23,694,480	39.3	20,678,482	36.3	3,015,998	14.6
依存財源	36,605,525	60.7	36,311,279	63.7	294,246	0.8
計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0	3,310,244	5.8

(単位:千円・%)

区 分	令和4年度		令和3年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
一般財源	35,936,906	59.6	34,714,171	60.9	1,222,735	3.5
特定財源	24,363,099	40.4	22,275,590	39.1	2,087,509	9.4
計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0	3,310,244	5.8

歳入状況を自主財源と依存財源の観点から見ると、令和4年度の自主財源は3,015,998千円(前年度比14.6%)の増、依存財源も294,246千円(前年度比0.8%)の増となった。自主財源の歳入総額に対する構成比率は39.3%、依存財源の歳入総額に対する構成比率は60.7%で、前年度と比べて自主財源の比重が3.0ポイント高くなった。

一方、一般財源と特定財源の観点から見ると、令和4年度の一般財源は1,222,735千円(前年度比3.5%)の増、特定財源も2,087,509千円(前年度比9.4%)の増となった。一般財源の歳入総額に対す

る構成比率は 59.6%、特定財源の歳入総額に対する構成比率は 40.4%で、前年度と比べて特定財源の比重が 1.3 ポイント高くなった。

## 2) 自主財源・依存財源の状況(表4 一般会計 自主財源及び依存財源 前年度比較)

自主財源・依存財源の状況は次のとおりである。

表4 一般会計 自主財源及び依存財源 前年度比較 (単位:千円・%)

区 分		令和4年度		令和3年度		前年度比較		
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
自主財源	市税	15,844,493	26.3	15,094,980	26.5	749,513	5.0	
	内 訳	市民税	6,575,354	10.9	6,321,380	11.1	253,974	4.0
		固定資産税	7,757,095	12.9	7,346,040	12.9	411,055	5.6
		市たばこ税	1,057,800	1.7	1,016,178	1.8	41,622	4.1
		その他	454,244	0.8	411,382	0.7	42,862	10.4
		分担金及び負担金	283,252	0.5	292,103	0.5	△ 8,851	△ 3.0
	財産収入	117,148	0.2	106,137	0.2	11,011	10.4	
	繰入金	1,136,847	1.9	819,460	1.4	317,387	38.7	
	繰越金	4,339,985	7.2	2,560,840	4.5	1,779,145	69.5	
	その他	1,972,755	3.2	1,804,962	3.2	167,793	9.3	
	計	23,694,480	39.3	20,678,482	36.3	3,015,998	14.6	
	依存財源	地方消費税交付金	3,182,198	5.3	3,092,152	5.4	90,046	2.9
地方特例交付金		119,607	0.2	425,181	0.7	△ 305,574	△ 71.9	
地方交付税		11,042,685	18.3	11,143,154	19.6	△ 100,469	△ 0.9	
内 訳		普通交付税	9,268,560	15.4	9,288,132	16.3	△ 19,572	△ 0.2
		特別交付税	1,438,499	2.4	1,592,587	2.8	△ 154,088	△ 9.7
		震災復興特別交付税	335,626	0.5	262,435	0.5	73,191	27.9
国庫支出金		12,553,618	20.8	13,740,352	24.1	△ 1,186,734	△ 8.6	
県支出金		4,114,479	6.8	4,037,171	7.1	77,308	1.9	
市債		4,717,900	7.8	3,000,300	5.3	1,717,600	57.2	
その他		875,038	1.5	872,969	1.5	2,069	0.2	
計	36,605,525	60.7	36,311,279	63.7	294,246	0.8		
合 計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0	3,310,244	5.8		



令和4年度の自主財源については、「繰越金」1,779,145千円の増、「市税」749,513千円の増等により、全体として3,015,998千円の増となった。

また、依存財源においては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業費の皆減等による「国庫支出金」1,186,734千円の減、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金等「地方特例交付金」305,574千円の減等があったものの、庁舎整備事業費債の発行等による「市債」1,717,600千円の増等により、全体として294,246千円の増となった。

自主財源の根幹をなす「市税」については、コロナ禍における経済活動低迷からの回復に伴う事業者の設備投資活動による償却資産税等「固定資産税」411,055千円の増、個人及び法人「市民税」253,974千円の増等により、全体として749,513千円の増となった。この結果、平成25年度以降153億円前後で推移してきた市税は、令和4年度は158億円を超える収入となった。ただし、増収にはコロナ禍からの回復に向けた一時的な気運の高まりがあったこと、今後においては物価高騰や税制度改正に伴う経済状況の変化が見込まれるなど特有の要因もあることから、税収管理にはより丁寧な経済動向の見極めが必要である。

3)一般財源・特定財源の状況(表5 一般会計 一般財源及び特定財源 前年度比較)

一般財源・特定財源の状況は次のとおりである。

表5 一般会計 一般財源及び特定財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分		令和4年度		令和3年度		前年度比較		
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
一 般 財 源	市税	15,844,493	26.3	15,094,980	26.5	749,513	5.0	
	内 訳	市民税	6,575,354	10.9	6,321,380	11.1	253,974	4.0
		固定資産税	7,757,095	12.9	7,346,040	12.9	411,055	5.6
		市たばこ税	1,057,800	1.7	1,016,178	1.8	41,622	4.1
		その他	454,244	0.8	411,382	0.7	42,862	10.4
		地方消費税交付金	3,182,198	5.3	3,092,152	5.4	90,046	2.9
	地方特例交付金	119,607	0.2	425,181	0.7	△ 305,574	△ 71.9	
	地方交付税	11,042,685	18.3	11,143,154	19.6	△ 100,469	△ 0.9	
	内 訳	普通交付税	9,268,560	15.4	9,288,132	16.3	△ 19,572	△ 0.2
		特別交付税	1,438,499	2.4	1,592,587	2.8	△ 154,088	△ 9.7
		震災復興特別交付税	335,626	0.5	262,435	0.5	73,191	27.9
	繰入金(財政調整基金)	0	0.0	153,895	0.3	△ 153,895	皆減	
	繰越金	4,339,985	7.2	2,560,840	4.5	1,779,145	69.5	
	臨時財政対策債	532,900	0.9	1,371,000	2.4	△ 838,100	△ 61.1	
	その他	875,038	1.4	872,969	1.5	2,069	0.2	
計	35,936,906	59.6	34,714,171	60.9	1,222,735	3.5		
特 定 財 源	分担金及び負担金	283,252	0.5	292,103	0.5	△ 8,851	△ 3.0	
	国庫支出金	12,553,618	20.8	13,740,352	24.1	△ 1,186,734	△ 8.6	
	県支出金	4,114,479	6.8	4,037,171	7.1	77,308	1.9	
	財産収入	117,148	0.2	106,137	0.2	11,011	10.4	
	繰入金(財政調整基金を除く)	1,136,847	1.9	665,565	1.2	471,282	70.8	
	市債(臨時財政対策債を除く)	4,185,000	6.9	1,629,300	2.9	2,555,700	156.9	
	その他	1,972,755	3.3	1,804,962	3.1	167,793	9.3	
	計	24,363,099	40.4	22,275,590	39.1	2,087,509	9.4	
合 計	60,300,005	100.0	56,989,761	100.0	3,310,244	5.8		

令和4年度の一般財源については、「臨時財政対策債」838,100千円の減や「地方特例交付金」305,574千円の減等があった一方で、「繰越金」1,779,145千円の増、「市税」749,513千円の増等により、全体として1,222,735千円の増となった。

また、特定財源においては、「国庫支出金」1,186,734千円の減等があったものの、庁舎整備事業費債等の「市債(臨時財政対策債を除く)」2,555,700円の増、「繰入金(財政調整基金を除く)」471,282千円の増等により、全体として2,087,509千円の増となった。

一般財源の中で「市税」に次いで大きな比重を占める「地方交付税」については、前年度と比べて100,469千円の減となった。これは、「地方交付税」のうち、減収補填の増による震災復興特別交付税73,191千円の増があったものの、除排雪経費等に対する特別交付税154,088千円の減や、基準財政収入額の増による普通交付税19,572千円の減があったことによる。

なお、令和2年度に活用した新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填債については、令和3年度に引き続き活用していない。

### ③歳出状況

歳出については、令和3年度の52,649,776千円と比較すると4,138,702千円増の56,788,478千円となった。

これは主に、庁舎整備に係る経費の増、財政調整基金積立金及び減債基金積立金の増等による「総務費」の増が要因である。

子育て世代への臨時特別給付金の減等による「民生費」の減や、除排雪対策に要する経費の減等による「土木費」の減があったものの、歳出全体としては、増要因の額が減要因の額を上回ったことによるものである。

新型コロナウイルス感染症の対策については、「市民生活を守り、地域活力を再生していく取組」として計8回の補正予算措置を行いながら事業を展開した。具体的には、感染症拡大防止への取組としての新型コロナウイルス感染症予防接種委託355,603千円、暮らし・雇用・事業者を守る取組としての住民税非課税世帯等臨時特別給付金224,900千円や子育て世帯への生活支援特別給付金131,050千円、収束局面での地域経済活動の回復の取組としてのプレミアム商品券事業補助金223,954千円等の実施である。

なお、予算執行状況から見ると、令和4年度は執行残額が28億円を超え、近年最高額だった令和3年度の約20億円をさらに上回った。その要因として、「衛生費」の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、「民生費」の住民税非課税世帯等や子育て世代に対する各種物価高騰支援給付金など、支給の対象が多く、制度や情勢も大きく変化しているといった不確定要素が多い事業の執行残が挙げられる。

また、「総務費」において、予算執行の上で、不適正な事務により多額の不用額が生じていることが判明したため、現在、原因究明等、内容の詳細を調査している。

#### 1) 目的別経費の状況(表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

目的別経費の状況は次のとおりである。

表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な目的別経費 (普通会計ベース)			
	令和4年度	令和3年度	前年度比較		令和4年度(円)	令和3年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
1 議会費	358,497	361,031	△ 2,534	△ 0.7	3,127	3,113	2,567	4,113
2 総務費	11,766,816	5,572,151	6,194,665	111.2	103,728	48,604	59,883	128,236
3 民生費	22,419,929	23,693,312	△ 1,273,383	△ 5.4	196,414	205,151	200,626	190,171
4 衛生費	4,403,304	4,238,892	164,412	3.9	39,198	37,327	41,146	57,618
5 労働費	58,595	58,531	64	0.1	858	978	766	553
6 農林水産業費	1,589,400	1,458,927	130,473	8.9	13,803	12,539	4,233	39,374
7 商工費	1,660,823	1,782,121	△ 121,298	△ 6.8	14,413	15,126	12,898	25,736
8 土木費	4,613,135	5,377,115	△ 763,980	△ 14.2	31,907	39,499	39,962	66,731
9 消防費	1,718,980	1,733,400	△ 14,420	△ 0.8	15,055	15,000	13,759	19,263
10 教育費	4,164,351	4,503,403	△ 339,052	△ 7.5	39,553	40,947	45,110	65,202
11 災害復旧費	677	5,896	△ 5,219	△ 88.5	6	51	704	16,378
12 公債費	4,033,971	3,864,997	168,974	4.4	38,804	37,082	34,050	45,451
合 計	56,788,478	52,649,776	4,138,702	7.9	496,866	—	—	—

参考資料:福島県市町村決算分析表

目的別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和3年度と比較すると、増加額及び増加率が大きかったものは、「総務費」6,194,665千円(前年度比111.2%増)であり、主に庁舎整備に係る経費の増や財政調整基金、減債基金及び公共施設維持整備等基金への積増しにより大幅な増となったものである。

一方、減少額及び減少率が大きかったものは「民生費」1,273,383千円(前年度比5.4%減)、「土木費」763,980千円(前年度比14.2%減)である。

このうち「民生費」は、物価高騰緊急支援給付金の皆増等があるものの、子育て世代への臨時特別給付金の大幅な減等により減となった。「土木費」については、除排雪対策に要する経費の減や、道路台帳電子化推進業務委託料の皆減等により減となった。

次に、住民一人当たりの経費についてである。ここでは類似団体平均と県平均とを比較するために普通会計ベースでの値を用いることとする。令和4年度の歳出額で最も金額が大きいのは「民生費」196,414円であるが、令和3年度の205,151円より8,737円減少しており、令和3年度の類似団体平均を下回り、県平均を上回っている。次に金額が大きいのは「総務費」103,728円であるが、令和3年度の48,604円より55,124円増加しており、令和3年度の類似団体平均を上回り、県平均を下回っている。

## 2)性質別経費の状況(表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

性質別経費の状況は次のとおりである。

表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な性質別経費 (普通会計ベース)			
	令和4年度	令和3年度	前年度比較		令和4年度(円)	令和3年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
人件費	8,320,150	8,371,642	△ 51,492	△ 0.6	72,781	72,533	62,021	82,629
扶助費	14,331,576	15,888,953	△ 1,557,377	△ 9.8	125,517	137,501	138,756	105,633
公債費	4,033,971	3,864,997	168,974	4.4	38,804	37,082	34,050	45,448
小計(義務的経費)	26,685,697	28,125,592	△ 1,439,895	△ 5.1	237,102	247,116	234,827	233,710
物件費	7,272,232	7,132,477	139,755	2.0	63,284	61,338	64,464	100,849
維持補修費	1,034,493	1,570,271	△ 535,778	△ 34.1	9,060	13,589	3,889	11,753
補助費等	7,624,537	6,476,809	1,147,728	17.7	66,771	56,042	44,895	77,297
積立金	2,216,888	121,237	2,095,651	1,728.6	19,416	1,049	21,638	65,038
投資・出資・貸付金	766,727	736,080	30,647	4.2	6,715	6,370	5,381	9,325
繰出金	5,504,446	5,417,001	87,445	1.6	44,742	43,063	36,059	44,727
普通建設事業費	5,682,781	3,064,413	2,618,368	85.4	49,770	26,799	43,955	99,806
災害復旧事業費	677	5,896	△ 5,219	△ 88.5	6	51	704	16,375
合 計	56,788,478	52,649,776	4,138,702	7.9	496,866	—	—	—

参考資料:福島県市町村決算分析表

性質別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和3年度と比較すると、増加額及び増加率が大きかったものは、庁舎整備に係る経費の増等による「普通建設事業費」2,618,368千円(前年度比85.4%増)、財政調整基金等の積立金の増等による「積立金」2,095,651千円(前年度比1,728.6%増)、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫返還金や共助型スマートシティ推進事業補助金の増等による「補助費等」1,147,728千円(前年度比17.7%増)である。

一方、減少額及び減少率が大きかったものは、子育て世代への臨時特別給付金の大幅な減等による「扶助費」1,557,377千円(前年度比9.8%減)、除排雪対策に要する経費の減等による「維持補修費」535,778千円(前年度比34.1%減)である。

次に、普通会計ベースでの住民一人当たりの経費についてである。令和4年度の歳出額で最も金額が大きいのは「扶助費」125,517円であるが、令和3年度の137,501円より11,984円減少しており、令和3年度の類似団体平均を下回り、県平均を上回っている。

「人件費」、「扶助費」、「公債費」といった支出に裁量の余地が少ない「義務的経費」については、令和4年度において令和3年度より10,014円減少し、その歳出総額に占める割合は普通会計ベースで47.7%となり、令和3年度における54.3%よりも6.6ポイント低い割合となっている。これは、「扶助費」の減及び義務的経費以外の費用の増により、歳出総額に占める「義務的経費」の割合が相対的に低くなったためである。

#### ④財政状況

##### 1) 財政指標の状況(表8 財政指標の推移)

財政指標の状況は次のとおりである。

表8 財政指標の推移(普通会計ベース)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	類似団体平均 (令和3年度)	県内各市平均 (令和3年度)
財政力指数	0.631	0.624	0.624	0.769	0.601
経常収支比率	90.6%	85.6%	86.1%	89.3	87.9
実質公債費比率	5.1%	4.8%	4.8%	4.0	7.1
将来負担比率	37.5%	30.8%	31.8%	21.6	30.0

歳入と歳出を国の基準に基づいて比べた指数で、高いほど財政的に余裕があるとされる「財政力指数」は、令和4年度は0.624で令和3年度と同数となった。令和3年度の県内各市平均0.601よりは高いものの、類似団体平均0.769と比較すると低く、歳出に見合った歳入の確保に努めていく必要がある。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す「経常収支比率」は、前年度より0.5ポイント上がり86.1%となった。これは、令和3年度が国庫支出金等を財源とした新型コロナウイルス感染症対策各種給付金支出が多かったことにより、扶助費における一般財源比率が低くなり、経常収支比率が下がったという特別な理由があったのに対して、令和4年度は、その状況が平時の財政構造に戻ってきたためである。令和3年度における類似団体平均89.3%及び県内各市平均87.9%と比較して前年度に引き続き低い水準にはあるが、弾力的な財政運営のために、義務的経費の財源や一般財源の確保に努めていく必要がある。

「実質公債費比率」については、平成18年度の19.3%から逡減し、令和4年度は前年度と同率の4.8%となった。長期的な逡減の要因としては、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組の効果が表れたものと考えられる。令和3年度の県内各市平均7.1%を下回っているが、類似団体平均4.0%を依然上回っていることから、必要な行政サービスを確保しつつ、公債費の抑制に努めていく必要がある。

「将来負担比率」については、令和4年度は31.8%となり、前年度から1.0ポイント上がった。これは、庁舎整備に係る市債の増や会津若松地方広域市町村圏整備組合(以下、「整備組合」という。)の施設整備に対する負担見込額の増、標準財政規模の減少が主な要因である。

## 2)市債管理の状況(表9 市債借入額と償還額の推移)

市債管理の状況は次のとおりである。

表9 市債借入額と償還額の推移(普通会計ベース) (単位:千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通常の前金償還額	4,473,878	4,383,602	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373	4,260,905
繰上償還額	0	423,560	0	0	0	0	0
前金償還合計額	4,473,878	4,807,162	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373	4,260,905
新規発行額	3,667,600	5,024,400	4,773,700	3,878,800	4,002,964	3,017,700	4,717,900
年度末残高	45,043,629	45,260,867	45,813,319	45,721,287	45,754,561	44,682,888	45,139,883
実質公債費比率	8.8%	7.3%	6.2%	5.6%	5.1%	4.8%	4.8%

※年度末残高には、災害援護資金は含まれていない。

地方公共団体の地方債の発行に当たっては、平成 17 年度までは国・県の許可を必要としたが、平成 18 年度からは実質公債費比率が 18%未満の団体は国・県との協議に基づく同意のみで起債が可能となった。しかし、本市の当時の実質公債費比率が 18%以上であったことから、一般会計において新規市債発行額を前金償還額以下に抑制することにより、地方債残高を低減する取組を行ってきた。その結果、平成 22 年度においては実質公債費比率が 18%を下回り、協議団体に移行した。平成 28 年度からは対象とする会計を一般会計から普通会計に広げた。さらに、平成 30 年度からは、臨時財政対策債の発行額及び前金償還額を対象から除外し、普通会計において、投資的経費に充当する市債の新規発行額を平成 30 年度から令和3年度までの4年間合計で前金償還額以下に抑えるという方針で市債管理を実施してきた。こうした取組のもと、令和4年度における実質公債費比率は、前年度と同率の 4.8%となった。

令和3年 10 月、市債管理についてのこれまでの取組の総括及び令和4年度以降の取組が公表された。この中で、令和3年度までの市債管理の方法では、新規発行可能な市債額が前金償還額の減少とともに抑制されること、交付税措置の有無が市債管理に反映されないこと、整備組合の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できないことなどの課題が報告された。こうしたことから、令和4年度以降は、これまでの新規市債発行額と前金償還額を重視する管理ではなく、実質公債費比率の活用により、交付税措置や整備組合負担金を反映した、実質的な負担を重視する管理を行っていくことが示された。

具体的には、「実質公債費比率を一定の水準で維持する」という考えの下、各年度の実質公債費比率が6%程度となることを目標に、毎年度の実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成を通して、後年度の収支均衡が損なわれない市債発行の目安額を設定し、その範囲内で借入れを行っていくことを基本としながら管理するというものである。

今後は、庁舎整備や整備組合の廃棄物処理施設整備、さらには会津若松駅前整備や県立病院跡地利活用といった大型事業も予定されることから、将来負担比率も踏まえた適正な市債管理に努めていく必要がある。

3)基金の状況(表10 一般会計 基金積立状況、表11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況、表12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較)

基金の状況は次のとおりである。

表10 一般会計 基金積立状況

(単位:千円)

基金名	令和3年度末残高	決算年度中増減額	令和4年度末残高
1 国際的ふるさと会津創生基金	162,762	△ 24,127	138,635
2 奨学資金給与基金	20,067	△ 1,399	18,668
3 庁舎整備基金	3,951,161	△ 387,281	3,563,880
4 社会福祉基金	67,919	5,258	73,177
5 財政調整基金	1,703,889	1,148,116	2,852,005
6 郷土研究奨励基金	9,706	△ 70	9,636
7 減債基金	506,801	550,031	1,056,832
8 遠藤恵也凶書購入基金	10,016	1	10,017
9 院内御廟整備基金	3,601	0	3,601
10 ふるさと・水と土保全基金	644	0	644
11 河東地域ふるさと創生基金	6,323	△ 2,254	4,069
12 板橋好雄奨学 資金貸与基金	現金	160	6,311
	貸付金	△ 160	5,576
13 子ども未来基金	54,094	15,407	69,501
14 ふるさと寄附金基金	40,965	5,979	46,944
15 公共施設維持整備等基金	971,799	△ 101,634	870,165
16 まちの拠点整備等基金	1,115,747	△ 11,208	1,104,539
17 森林環境基金	20,695	14,780	35,475
18 企業版ふるさと寄附金基金	11,000	4,500	15,500
合計(現金のみ)	8,663,340	1,216,259	9,879,599

表11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況

(単位:円)

区 分	財政調整基金		減債基金	
	令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
積立額(A)	37,153	1,148,115,326	112,182	700,030,393
取崩額(B)	153,895,000	0	100,000,000	150,000,000
増減額(A)-(B)	△153,857,847	1,148,115,326	△99,887,818	550,030,393
現在高	1,703,889,943	2,852,005,269	506,801,820	1,056,832,213

表12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較

(単位:千円)

年 度	区 分	会津若松市	類似団体 (平均)	福島県内各市 (平均)
令和3年度末	財政調整基金残高	1,703,889	4,511,541	4,716,566
	減債基金残高	506,801	1,244,549	1,878,443
令和4年度末	財政調整基金残高	2,852,005	—	—
	減債基金残高	1,056,832	—	—



一般会計の基金については、令和4年度末における残高が9,879,599千円となっており、令和3年度末残高と比べ1,216,259千円(前年度比14.0%)の増となった。これは、主に財政調整基金、減債基金への積立が大きかったことによるものである。

減債基金については、700,030千円の積立及び150,000千円の取崩しを行った。その結果、令和4年度末残高は1,056,832千円となり、平成26年度以来の10億円を超えた。当該基金額に特段の目安はないが、市債管理とともに当該基金の推移にも留意していく必要がある。

また、財政調整基金については、令和4年度において1,148,116千円を積み立てたことにより、令和4年度末残高は2,852,005千円となった。本基金は、一般的に標準財政規模の10%が適正とされており、令和4年度は目安2,896,900千円をほぼ達成したと言えるが、令和3年度の類似団体平均及び県内各市平均に比べて少ない状況にある。

なお、地方財政法では、当該年度に生じた決算剰余金については、その2分の1を下回らない金額を基金へ積み立てるか、地方債の繰上償還の財源へ充てなければならないとされている。

## ⑤まとめ

### 1)実質収支と市民サービスへの活用

令和4年度の一般会計決算額は、歳入総額で2年ぶりに600億円を超え、単年度収支はマイナスになったものの、実質収支は過去最高額となった前年度に次ぐ規模となった。

新型コロナウイルス感染症の影響や地政学的リスクに伴う物価高騰など、極めて不透明で厳しい社会経済情勢が続いている状況下にあっても、市税全体では前年度に比べて大幅な増加となり、前年度からの繰越金の増加と合わせて、一般財源や自主財源は大きく回復している。

特に、実質収支をみると、東日本大震災直後の平成23年度から令和2年度までの10年平均で約18億5千万円であったのに対し、令和3年度が約42億3千万円、令和4年度が約33億2千万円と高い水準となっている。

実質収支は、歳入における収入の超過や不足と、歳出における支出の不用額が結果として表れたもので、財政運営の良否を判断する重要なポイントとなっている。このため、執行残とすることで翌年度の予算編成に活用していくという一見着実な財政運営に見える一方で、黒字額が多ければ多いほど良いというものではなく、適正な規模としていくことも重要な視点である。

具体的に、実質収支比率は、一般的には概ね3~5%が望ましいとされており、適正な黒字額の確保と市民サービスへの還元というバランスの取れた行財政運営とすべきところである。つまり、財政調整基金残高が一般的に望ましいとされる水準を概ね達成し、実質収支比率も高い水準を確保できた令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により歳入歳出ともに不確定な要素が多かったとはいえ、歳入予算ベースと収入状況の比較を考慮しながらも、市税の上振れ分などの活用については、行政水準の向上や市民サービスへの活用などに資する対応を検討すべきだったと史料する。

現在、第7次総合計画に位置付けた「庁舎建設整備事業」をはじめとして、まちの拠点整備としての県立病院跡地利活用事業や会津若松駅前都市基盤整備事業、さらには、整備組合におけるごみ焼却処理施設整備事業や第2次消防施設整備計画に位置付けた事業などの大型事業が進行中である。今後、施設の整備や維持管理等に多額の費用が見込まれることから、実質収支を確保し、将来に活用し

ていく財政運営は一定の理解はするものの、議会からの指摘にもあるように、未だ応えきれていない町内会単位の道水路整備などの身近な市民要望についても、限られた自主財源の有効活用を図ることで、早期の実現に向けて努力されたい。

## 2) 安定的・効率的な行政運営のために

本市の行財政改革は、「未来へつなぐ自治体経営に向けて」を基本目標に、令和4年度から令和8年度までの計画期間を設け、持続可能な財政運営の取組をはじめとして、3つの視点から改革に取り組んでいる。特に、市税をはじめとした歳入の確保や、ふるさと寄附金やネーミングライツ収入などによる自主財源の増加に向けた取組を位置付けていることから、未来へつなぐ安定的な財政基盤の構築を図るためにも引き続き積極的に検討されたい。

年度途中には、政府が掲げる「デジタル田園都市国家構想」推進交付金のタイプ3に選定された。「スマートシティ会津若松」の実現に向けて弾みがついたところであり、こうした有効な資源を活用することで、市民本位のデジタルサービスによる利便性の向上や庁内事務の効率化に向けて、なお一層取組を加速されたい。

## 3) 職員不祥事と再発防止に向けて

一方で、過去に例を見ない元職員による多額の公金詐欺事件が発覚した。令和4年度決算額には、国への返還金として一般財源からの支出が含まれており、市民をはじめ多くの関係機関に多大なる損害を与えてしまった。

これまでの監査体制はもとより、市全体としての業務上のリスクを可視化して不正等の危険を回避するといった組織体制の欠如、意識の低さは猛省しなくてはならない。現在、元職員に対する刑事事件としての量刑は確定したものの、詐取金額のおよそ半分にあたる8,459万円余りが未回収のままである。今後は、こうした事件を二度と起こさないための再発防止策の徹底はもとより、失った市民等の信頼を回復するためにも、一日も早い損害額の回収に努められたい。

加えて、ここ数年、課税誤りや算定誤りなどの不適切な事務が頻繁に表面化してきている。その他にもヒューマンエラーといわれる作業ミスも数多く発見されている。結果して、市民の間に不公平感が生じることとなり行政不信につながるものである。再発防止策としては、事務におけるチェック体制を徹底して行うことをはじめ、法令や制度運用に対する理解を深めるための職員一人ひとりの研鑽や全体の奉仕者としての公務員倫理の向上などが求められていることから、内部統制的な取組を早急に制度化し、健全な業務遂行体制の構築を望むものである。

## 4) 結びに

急速に進展する少子高齢化、人口減少などの課題に加え、世界的な社会経済情勢に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症や地政学的リスクによる景気後退懸念、さらには集中豪雨や大雪などの自然災害への対応など、地域社会は多くの困難な課題を抱えている。

このような状況にあっても、市民に最も身近な地方公共団体として、市民生活の安全と安心、満足度を高め幸福感をもたらし、そして、社会経済の変化にも適切に対応できる活力ある持続可能な地域社

会を目指していかなければならない。

このため、本市においては、財源や職員などの限られた経営資源を有効かつ適切に活用し、効率的で効果的な自治体経営を構築していくために、新たにロジックモデルを活用した「EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案)」に段階的に取り組んでいくとしている。

中間年度を過ぎ、後期に入った第7次総合計画に掲げるビジョンや政策目標の実現に向け、事業の緊急度や優先度の高い事業をはじめとして、新規や継続に限らず、政策や施策の効果をデータ等に基づいた適切な評価を行うことにより、最少の経費で最大の効果が発揮され、真の市民サービスの向上に資することができるよう期待するものである。

⑥用語説明

項目	用語説明
普通会計	個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。 本市の場合、一般会計と扇町土地区画整理事業特別会計のうち、保留地処分に係る事業費を除いたものを合算したものの。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。 実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。  (計算式) 実質収支 ÷ 標準財政規模 × 100
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。  (計算式) 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額(3か年平均)
經常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度經常的に支出される経費(經常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度經常的に収入される一般財源(經常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。 この指標は、經常的経費に經常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。  (計算式) 經常経費充当一般財源 ÷ 經常一般財源(減収補填債特例分及び臨時財政対策債を含む) × 100
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。  (計算式)  $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$  (3か年平均)  準元利償還金：次のイからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子

<p>将来負担比率</p>	<p>地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。</p> <p>(計算式)</p> $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>将来負担額：次のイからチまでの合計額  イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高  ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)  ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額  ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額  ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額  へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  ト 連結実質赤字額  チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p> <p>充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金</p>
---------------	---

(2)特別会計(地方公営企業会計を除く)意見

①収支状況(表1 各特別会計 収支状況)

収支状況は次のとおりである。

表1 各特別会計 収支状況

(単位:円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)=(C)-(D)	実質単年度 収支
国民健康保険	11,411,836,390	11,015,652,001	396,184,389	0	396,184,389	73,331,107
観光施設事業	287,595,172	287,321,202	273,970	0	273,970	△528,641
地方卸売市場事業	87,115,066	86,611,510	503,556	0	503,556	△4,279,642
扇町土地区画整理事業	831,633,609	522,924,297	308,709,312	0	308,709,312	188,434,917
介護保険	12,995,154,510	12,317,064,779	678,089,731	0	678,089,731	367,542,980
三本松地区宅地整備事業	109,440,077	610,860	108,829,217	0	108,829,217	△610,860
後期高齢者医療	1,485,558,519	1,476,495,629	9,062,890	0	9,062,890	△2,143,121
合 計	27,208,333,343	25,706,680,278	1,501,653,065	0	1,501,653,065	621,746,740

各特別会計ごとの歳入歳出決算の収支状況は上記のとおりである。形式収支及び実質収支については、全ての特別会計が黒字となっている。特別会計の中には実質単年度収支がマイナスとなっているものもあるが、これは、前年度実質収支が当年度実質収支より大きかったことによるものであり、7特別会計のそれぞれの収支状況を見ても問題がある状況にはない。

②一般会計からの繰入金(表2 一般会計からの繰入金の状況)

一般会計からの繰入金は次のとおりである。

表2 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減	
	繰入金額	歳入に占める割合 (%)	繰入金額	歳入に占める割合 (%)		
会普通 扇町土地区画整理事業	445,675	53.6	460,800	62.8	△15,125	
公営 企業 会計	観光施設事業	44,676	15.5	33	0.0	44,643
	地方卸売市場事業	10,605	12.2	7,122	8.9	3,483
	三本松地区宅地整備事業	0	0.0	0	0.0	0
事業 会計 その 他の 公 営	国民健康保険	1,306,844	11.5	1,296,058	11.2	10,786
	介護保険	2,040,231	15.7	2,034,301	15.3	5,930
	後期高齢者医療	396,631	26.7	380,447	26.7	16,184
合 計	4,244,662	15.6	4,178,761	15.3	65,901	

一般会計からの繰入金合計額は、4,244,662千円であり、前年度と比べ65,901千円の増となっているが、特別会計の歳入総額27,208,333千円に占める割合は15.6%と依然として高い水準にあるといえる。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰り入れられるものであり、その割合は、財務内容等により11.5%～53.6%と異なっている。特別会計は特定の事業を行うため特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して収支経理を行う会計であることを考慮すると、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計においては一層の歳入確保に努める必要がある。

とりわけ、地方財政法施行令第46条の規定により公営企業と位置付けられる事業については、地方財政法第6条の規定により、いわゆる基準内経費に該当する経費を除き、独立採算によることが求められていることから、繰入基準の一層の明確化とその適切な運用に努めながら、経営体質の強化を図っていく必要がある。

### ③特別会計の市債残高(表3 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況)

特別会計の市債残高は次のとおりである。

表3 一般会計及び特別会計に係る市債現在高状況 (単位:円)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)	
一般会計	43,481,804,037	42,645,322,592	836,481,445	2.0	
特別会計	観光施設事業	129,100,000	98,000,000	31,100,000	31.7
	地方卸売市場事業	30,100,752	34,400,000	△4,299,248	△12.5
	扇町土地区画整理事業	1,658,078,659	2,037,565,570	△379,486,911	△18.6
	計	1,817,279,411	2,169,965,570	△352,686,159	△16.3
合 計	45,299,083,448	44,815,288,162	483,795,286	1.1	

7特別会計のうち市債残高があるものは、上記の3特別会計である。令和4年度末市債残高の合計は1,817,279千円であり、令和3年度末と比較すると352,686千円(前年度比16.3%)の減となっている。これは主に、観光施設事業特別会計において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光施設収入等の減収による資金不足に対応するため前年度に引き続き市債を調達することになったものの、扇町土地区画整理事業特別会計においては、令和3年度の面的整備の完了により市債残高が減少し、特別会計全体の市債残高の減となったところである。

令和4年度の市債残高は一般会計で836,481千円の増となり、全会計の市債残高も483,795千円の増となっている。財政の健全化に当たっては、一般会計のみならず、特別会計も含めたトータル的な捉え方が必要であり、大型事業への取組を見据え、後年度の収支均衡が損なわれないような市債の活用ができるように特別会計の市債残高の動向に留意していく必要がある。

#### ④各特別会計の収支状況

特別会計全体についての決算審査意見は前述のとおりであるが、個別の特別会計のうち、付すべき意見としては次のとおりである。

##### 1)国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の状況は次のとおりである。

##### 加入世帯数及び被保険者数

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)
加入世帯数(世帯)	15,496	16,028	△532	△3.3
被保険者数(人)	23,277	24,457	△1,180	△4.8

##### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,959,341,761	2,064,126,347	△104,784,586	△5.1
	国庫支出金	434,000	8,257,000	△7,823,000	△94.7
	県支出金	7,779,811,775	7,841,768,083	△61,956,308	△0.8
	繰入金	1,315,252,427	1,296,058,617	19,193,810	1.5
	その他	356,996,427	334,267,897	22,728,530	6.8
	合計(A)	11,411,836,390	11,544,477,944	△132,641,554	△1.1
歳出	総務費	348,263,508	332,918,957	15,344,551	4.6
	保険給付費	7,712,492,674	7,762,892,087	△50,399,413	△0.6
	国民健康保険事業費納付金	2,777,917,528	2,957,597,245	△179,679,717	△6.1
	保健事業費	118,600,016	119,492,490	△892,474	△0.7
	準備金積立金	8,836	781,883	△773,047	△98.9
	諸支出金	58,369,439	47,457,000	10,912,439	23.0
	合計(B)	11,015,652,001	11,221,139,662	△205,487,661	△1.8
形式収支(C) = (A) - (B)		396,184,389	323,338,282	72,846,107	22.5
翌年度に繰り越すべき財源(D)		0	485,000	△485,000	皆減
実質収支(E) = (C) - (D)		396,184,389	322,853,282	73,331,107	22.7

※歳入合計額(11,411,836,390円)には、未還付額2,699,974円が含まれている。



国民健康保険準備金の状況

(単位:千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末現在高	293,419	199,930	293,806	294,588	286,188

国民健康保険については、平成 30 年度から「財政運営の県単位化」となり、県は財政運営の責任主体に、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うという役割分担で実施されている。県では福島県国民健康保険運営方針(令和3年3月改正)に基づき、令和5年度までを保険料(税)水準の統一に向けた医療費格差の縮小や市町村事務の標準化、保険料収納率向上等の取組期間とし、令和6年度から令和 10 年度までの移行期間を経て、令和 11 年度を保険料(税)水準の統一予定時期としている。

本市の令和4年度の国民健康保険特別会計の歳入総額は、令和3年度に比べ 132,641,554 円(前年度比 1.1%)減の 11,411,836,390 円、歳出総額は、令和3年度に比べ 205,487,661 円(前年度比 1.8%)減の 11,015,652,001 円となり、歳入歳出差引額である形式収支は、396,184,389 円の黒字となっている。

歳入総額が減となった主な理由は、世帯数・被保険者数の減に伴い国民健康保険税が減少、保険給付費の減に伴いその補填財源となる県支出金(普通交付金)が減少したことによるものである。

国民健康保険税の調定額は 2,723,370,928 円(前年度比 5.2%減)、収入済額は 1,959,341,761 円(前年度比 5.1%減)、現年度分の対調定収納率は 92.93%(前年度比 0.07 ポイント増)となり、県内 13 市中では前年度に引き続き 10 位であった。なお、前年度に比べポイントは上がったものの、県の国民健康保険運営方針で示している被保険者規模別目標収納率の 94.37%には届かなかった。滞納繰越分の対調定収納率は 17.65%(前年度比 0.08 ポイント増)、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は 71.95%(前年度比 0.09 ポイント増)と前年度より増加し、不納欠損額は 25,277,165 円(前年度比 21.0%減)となっている。

令和4年度末現在の加入世帯数は、15,496 世帯(前年度比 3.3%減)、被保険者数は 23,277 人(前年度比 4.8%減)と、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行(75 歳到達)の影響により、世帯数・被保険者数とも減少傾向にある。

「保険給付費」については 7,712,492,674 円(前年度比 0.6%減)となり、一人当たり医療費は 374,319 円(前年度比 3.0%増)と前年度に比べ 11,048 円増加している。増加した理由としては、医療の高度化によるものと推測される。

「国民健康保険事業費納付金」については、2,777,917,528 円(前年度比 6.1%減)と前年度に比べ減少している。内訳としては医療給付費分が 1,880,565,612 円、後期高齢者支援金等分が 655,043,817 円、介護納付金分が 242,308,099 円となっている。

「保健事業費」については、118,600,016 円(前年度比 0.7%減)となり、内訳としては疾病予防費が 12,768,294 円、特定健康診査等事業費が 105,831,722 円となっている。

特定健康診査事業や特定保健指導事業等の取組は、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、医療費の抑制にもつながっていくものである。令和2年度の間接報告「市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」におけるさらなるデータの分析、評価、改善を加えな

がら、令和5年度に行う最終評価を踏まえ、効率的で効果的な保健事業になお一層取り組むことを期待したい。

国民健康保険準備金は、改正前の国民健康保険条例第10条の2の規定により、国民健康保険税を財源とする国民健康保険事業費納付金の費用の支払の不足に充てることを目的としていたもので、令和4年度末残高は、286,188千円(前年度比8,400千円減)となった。国民健康保険の県単位化に伴い財政状況が改善してきたこと等から、決算剰余金を活用して積増しを行ってきたが、令和4年度においては、条例に定める上限を超える見込みとなったため事業費全体に充当する目的として取崩しを行った。

当該準備金は、国民健康保険条例の改正により、令和5年度から国民健康保険事業運営安定化基金となり、目的として国民健康保険税の負担緩和に資することが追加されたところである。今後は、国民健康保険事業の安定的な運営のための重要な財源であることから、国民健康保険税収入や医療費の動向を見極めるとともに、国民健康保険事業の枠組みの変更を踏まえた保険料(税)水準の統一等の本市財政への影響に備え、当該基金の充実とその適切な運用が図られるよう、これまで以上に留意されたい。

国民健康保険の県単位化後、市は国民健康保険税収等を財源として、国民健康保険事業費納付金を県に納付することになり財政運営に関する負担感は軽減されている。今後においては、国民健康保険税の推移や一人当たり医療費の動向を見極め、第3期市国民健康保険事業運営健全化指針の中間見直し後の取組を継続し、安定した財政運営となるよう努められたい。指針では国民健康保険税の適正賦課、収納率の向上による歳入の確保、さらには医療費の適正化等を位置付けている。特に、国民健康保険税の収納率については、県内13市の中では低い順位にとどまっていることから、令和11年度保険料(税)水準の統一に向け、成果を上げている他市の取組事例を研究するなど効果的と思われる対策を講じながら、収納率向上により一層取り組んでいく必要がある。

## 2)介護保険特別会計

介護保険特別会計の状況は次のとおりである。

### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)
歳入	保険料	2,560,655,900	2,563,061,300	△2,405,400	△0.1
	国庫支出金	3,107,141,683	3,057,291,777	49,849,906	1.6
	支払基金交付金	3,091,792,000	3,142,530,000	△50,738,000	△1.6
	県支出金	1,880,959,820	1,811,262,630	69,697,190	3.8
	繰入金	2,040,231,000	2,034,301,000	5,930,000	0.3
	その他	314,374,107	675,251,994	△360,877,887	△53.4
	合計(A)	12,995,154,510	13,283,698,701	△288,544,191	△2.2
歳出	総務費	255,540,372	262,222,144	△6,681,772	△2.5
	保険給付費	10,923,238,001	11,122,797,847	△199,559,846	△1.8
	地域支援事業費	763,788,257	768,705,755	△4,917,498	△0.6
	基金積立金	130,221,000	408,458,447	△278,237,447	△68.1
	諸支出金	244,277,149	410,967,757	△166,690,608	△40.6
	合計(B)	12,317,064,779	12,973,151,950	△656,087,171	△5.1
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		678,089,731	310,546,751	367,542,980	118.4

※歳入合計額(12,995,154,510円)には、未還付額3,736,100円が含まれている。

令和4年度の介護保険特別会計については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の中間年度に当たり、歳入総額は12,995,154,510円(前年度比2.2%減)となった。このうち「介護保険料」の収入済額は2,560,655,900円(前年度比0.1%減)、対調定収納率は98.1%(前年度比0.2ポイント増)となり、普通徴収現年度分の収納率では91.9%(前年度比0.4ポイント増)、滞納繰越分では17.9%(前年度比1.1ポイント増)となっている。

歳出総額は12,317,064,779円(前年度比5.1%減)で、このうち「保険給付費」は10,923,238,001円(前年度比1.8%減)、「地域支援事業費」は763,788,257円(前年度比0.6%減)といずれも減少している。「介護給付費準備基金積立金」については、令和3年度決算に伴う保険料の剰余分等の130,221,000円を積み立て、令和4年度末基金現在高は1,225,140,649円となった。なお、令和4年度においては、当該基金からの取崩しはなかった。

以上の結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支ともに、678,089,731円の黒字となった。この繰越金については、介護給付費等の確定に伴う、国・県等への負担金等の返還金、一般会計への繰出金及び介護給付費準備基金へ積増しをするなど調整を要することに留意しなければ

ならない。

介護保険は、3年間の計画期間ごとに介護給付費等の必要量を見込み、その期間を通じて同一の保険料を設定している。計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定されることから、この剰余金を年度間で財源調整し、介護給付費準備基金を設置し運用している。健全な介護保険運営のため、過大な基金残高とならないよう介護給付費準備基金残高と保険料設定の在り方については、引き続き留意されたい。

本市においても総人口数は年々減少している一方、65歳以上の高齢者数は増加、高齢化が進んでいる。また、要介護認定者数についてはここ2年ほど減少の傾向であるが、要支援1から要介護1までの軽度認定者の割合が高い。65歳以上の高齢者に占める要介護認定者数(第1号被保険者)の割合は約20%で、特に、軽度認定者数の割合が約53%と高い状況となっている。

また、介護サービス受給者数は逡増傾向にあり、介護認定者の約8割の方が介護サービスを利用している状況にある。介護給付費等は近年増加傾向にあったが、令和4年度は減少した。この原因については詳細に分析を行い、令和6年度からの次期計画期間における給付需要量を的確に反映できるよう取り組まれない。要介護・要支援認定者や介護サービス利用量の増加、介護報酬の上昇は介護保険料の上昇につながり、また、介護給付費準備基金の繰入や介護予防の推進は介護保険料の抑制につながる。このため、介護サービスと利用者の負担、介護保険料水準のバランスを図りながら、介護保険事業の安定的な運営を図っていくことが必要である。

2025年(令和7年)には、「団塊の世代」が75歳以上を迎え、さらには2040年(令和22年)にはその子の世代も65歳以上となるなど、高齢化はさらに進行し現役世代人口の減少が加速していくことが見込まれている。これに伴い介護や支援を必要とする方もさらに増加していくものと予想されている。

令和4年度においては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防の専門的なサービスと地域における生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が構築された。これをさらに拡充、深化させることを目標とし、支援体制の充実、要介護・要支援状態にならないための介護予防事業の取組や、介護が必要になっても安心して介護サービス等を利用できるよう円滑な介護保険制度の運営を行っていくには、いかに健康寿命を伸ばしていくか、また、要介護度の進行をどう抑えていくかが重要なポイントである。

今後は、将来に向け、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもたちも含め、地域住民がともに支えあう「地域共生社会の構築」を目指し、介護予防に重点をおきながら、進行を抑える対策に重点を置く必要があり、医療・介護・予防の専門的なサービスと地域における生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を拡充することによって、持続可能な介護保険制度の円滑な運営に向け、引き続き努力されたい。

### 3)観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の状況は次のとおりである。

#### 歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率(%)
歳入	事業収入	0	0	0	—
	国庫支出金	64,340,000	0	64,340,000	皆増
	繰入金	154,603,367	8,778,000	145,825,367	1,661.3
	諸収入	22,384,484	9,991,225	12,393,259	124.0
	市債	31,100,000	65,000,000	△33,900,000	△52.2
	その他	15,167,321	12,107,964	3,059,357	25.3
	合計(A)	287,595,172	95,877,189	191,717,983	200.0
歳出	総務費	33,824,253	55,069,564	△21,245,311	△38.6
	若松城天守閣費	200,034,072	23,677,373	176,356,699	744.8
	若松城整備費	53,103,369	16,196,940	36,906,429	227.9
	隣閣費	56,212	55,849	363	0.6
	駐車場費	7,454	7,383	71	1.0
	公債費	295,842	67,469	228,373	338.5
	合計(B)	287,321,202	95,074,578	192,246,624	202.2
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		273,970	802,611	△528,641	△65.9

#### 若松城整備等基金状況

(単位:円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初残額	380,024,208	391,111,702	392,693,357
積立額	11,087,494	10,326,655	13,964,520
取崩額	0	8,745,000	109,927,500
年度末残高	391,111,702	392,693,357	296,730,377

令和4年度の決算状況は、歳入総額 287,595,172 円、歳出総額 287,321,202 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 273,970 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支についても同額である。

歳入総額は、前年度より 191,717,983 円(前年度比 200.0%)の増となり、国庫支出金、繰入金、諸収入の増が主な要因である。事業収入については、有料観光施設(若松城天守閣、隣閣、市営観光駐車

場)の管理は指定管理者制度で行っており、精算方式により各施設の利用料金収入から指定管理料基本額の173,000,000円を差し引いた額の8割分が計上されるものであるが、令和2年度までは毎年度計上されていたものの、令和4年度は、観光施設利用料金収入が総額で170,517,903円となり前年度に引き続き指定管理料基本額を下回る結果となったことから0円となっている。指定管理料基本額を下回った額2,482,097円を指定管理委託料として支払っており、観光施設利用料金収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に戻っていないことが原因である。

市債については、減収によって資金不足となったことから、令和4年度においても特別減収対策企業債31,100,000円を発行することにより対応したものである。令和4年度末現在高で129,100,000円となり、令和8年度にはすべての借入の償還が始まり長期にわたり財政負担となることから、事業収入の状況や、今後の新型コロナウイルス感染症の影響や景気の動向を見据えながら、市債償還による事業経営への影響を軽減できるよう早めの対策を講じていく必要がある。

歳出総額は前年度より192,246,624円(前年度比202.2%)の増となっているが、若松城天守閣長寿命化工事、若松城走長屋軒瓦改修工事、2022鶴ヶ城誘客促進事業実行委員会負担金などの支出により、若松城天守閣費が176,356,699円の増、若松城整備費が36,906,429円の増、公債費が228,373円の増により歳出が増えている。

若松城整備等基金については、寄附金と基金利子を合わせ13,964,520円の積立てを行っている。なお例年、前年度からの繰越金についても積立てを行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け資金不足となってからは寄附金と基金利子のみの積立てとなった。令和4年度は、若松城天守閣長寿命化工事などを含め109,927,500円を基金から取り崩したことから、基金残高は296,730,377円となった。

観光施設事業については、観光施設利用料金収入が新型コロナウイルス感染症の影響等を受ける前の水準に戻ることが前提とはなるが、公債費の伸びを含め、今後も厳しい財政状況が続くものと予想される。財政運営にあたっては、歳出を抑えつつも財源の確保等を図り、健全な公営企業会計となるよう、より一層の慎重な対応が求められるところである。

今後は、本市観光のシンボルである若松城を管轄する観光施設事業特別会計として、関連団体や関係機関等と連携を図りながら、若松城への誘客につながる魅力的な事業を積極的に展開することで、教育旅行やインバウンドなどのさらなる観光誘客及び収益につながる販売戦略の促進に努める必要がある。令和5年度における観光施設の長寿命化・施設間のライフワークバランス(維持費平準化)に向けた計画の策定について最善を尽くされたい。

### (3)財産に関する調書意見

#### ①一般会計

当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

#### 財産の現在高状況(一般会計)

会計	区分	単位	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	
一 般 財 産	土地	m <sup>2</sup>	7,032,093.75	1,670.34	7,033,764.09	
	建物	m <sup>2</sup>	492,563.32	△ 6,159.99	486,403.33	
	山林(立木の推定蓄積量)	m <sup>3</sup>	61,765.90	1,064.20	62,830.10	
	動産(浮棧橋)	個	1	0	1	
	物権(地上権)	m <sup>2</sup>	913.00	0	913.00	
	無体財産権(商標権)	件	7	0	7	
	有価証券(株券)	千円	190,370	0	190,370	
	出資による権利	千円	928,317	0	928,317	
	物 品	車両	台	223	△ 1	222
		器具備品	台	1,315	17	1,332
計		台	1,538	16	1,554	
債権	千円	19,154	△ 1,073	18,081		
基金	千円	8,663,340	1,216,259	9,879,599		

#### 1)公有財産

土地は、7,033,764.09 m<sup>2</sup>であり、前年度に比べ 1,670.34 m<sup>2</sup>増加しているが、これは主に背炙山公園用地の取得によるものである。

建物は、486,403.33 m<sup>2</sup>であり、前年度に比べ 6,159.99 m<sup>2</sup>減少しているが、これは主に本庁舎及び城前団地の解体によるものである。

なお、山林(立木の推定蓄積量)の増は、所有山林の立木の成長分(推定値)が主なものである。

#### 2)物品

物品(取得価格 50 万円以上のもの)は、1,554 台であり、前年度に比べ 16 台増加しているが、これは各種物品の増減等の総計で車両1台の減及び器具備品 17 台の増によるものである。

#### 3)債権

債権は、18,081 千円であり、前年度に比べ 1,073 千円減少しているが、これは、災害援護資金貸付金の償還による減少である。

#### 4)基金

基金は、9,879,599 千円であり、前年度に比べ 1,216,259 千円増加しているが、これは、庁舎整備基金や公共施設維持整備等基金等が減少したものの、財政調整基金や減債基金等が増加したことによるものである。

## ②特別会計

地方公営企業会計を除く7特別会計を集約した当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

### 財産の現在高状況(特別会計)

会計	区 分		単位	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
特別 会計	公有財産	土地	m <sup>2</sup>	178,864.54	0.00	178,864.54
		建物	m <sup>2</sup>	19,518.55	0.00	19,518.55
		出資による権利	千円	30,000	0	30,000
	物品	車両	台	3	0	3
		器具備品	台	166	0	166
		計	台	169	0	169
	債権		千円	19,843	0	19,843
	基金		千円	1,782,200	25,858	1,808,058

#### 1)公有財産

7特別会計のうち、土地・建物等の公有財産を有するものは、地方財政法施行令第46条の規定により公営企業に位置付けられている観光施設事業、地方卸売市場事業、三本松地区宅地整備事業の3特別会計と、普通会計に属する扇町土地区画整理事業特別会計の計4特別会計である。

そうした状況において、4特別会計全体で、土地 178,864.54m<sup>2</sup>、建物 19,518.55m<sup>2</sup>及び出資による権利 30,000 千円であり、いずれも増減はなく前年度と同様である。

#### 2)物品

物品(取得価格 50 万円以上のもの)は、169 台であり、特別会計全体では前年度と同様であるが、車両については、観光施設事業特別会計で1台減少し、介護保険特別会計で1台増加している。

#### 3)債権

債権は、国民健康保険特別会計の支払基金積立金(連合会預託金)のみであり、前年度と同額の 19,843 千円である。

#### 4)基金

基金を有する特別会計は、国民健康保険、観光施設事業及び介護保険の3特別会計であり、基金残高は 1,808,058 千円で、前年度に比べ 25,858 千円増加している。

この主な要因は、介護給付費準備基金の増加によるものである。



# 会津若松市基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類	.....	1
第2 審査の対象	.....	1
第3 審査の着眼点	.....	1
第4 審査の主な実施内容	.....	1
第5 審査の実施場所及び日程	.....	1
第6 審査の結果	.....	1
第7 審査の意見	.....	1
第8 基金の運用状況	.....	1



# 基金運用状況審査意見書

## 第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

## 第2 審査の対象

令和4年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第9節 基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているかなどを主眼として審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるかなどの諸点に留意し関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局

審査実施日程 令和5年6月20日から同年8月10日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

## 第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」とおりであるが、令和4年度において新たに1名の貸付が行われた一方、当該年度中に3名の返還が完了したため、令和4年度末の貸付は前年度末16名から2名減の14名となった。

今後とも、当貸与基金の意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できるよう配慮されたい。

## 第8 基金の運用状況

令和4年度は、1件500,000円の貸付、56件660,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の125円を繰り入れした結果、令和4年度末で預金6,311,796円、貸付金5,576,000円(貸付14名)となった。

